

奈良県立万葉文化館において、行政財産の使用許可を受けて、有償によりカフェ・レストランを出店する事業者を募集するので、次のとおり公告する。

平成30年12月20日

奈良県立万葉文化館館長 稲村 和子



1 業務の概要

(1) 業務名

奈良県立万葉文化館カフェ・レストランの営業

(2) 業務の目的

奈良県立万葉文化館（以下「万葉文化館」という。）では、来館者の皆様から親しまれ魅力的な万葉文化館カフェ・レストランを出店する事業者を募集する。

(3) 業務の内容

万葉文化館内のカフェ・レストランでの飲食物の提供

(4) 業務の期間（使用許可期間）

2019年3月9日から2020年3月31日まで

※以降、1年更新とし、出店事業者の行政財産の使用状況等を勘案し、継続して使用許可できると万葉文化館館長が判断した場合は、2020年4月1日から4年間を限度に使用許可を更新できるものとする。

(5) 業務の仕様等

5の(2)により配布する「奈良県立万葉文化館カフェ・レストラン出店事業者募集要項」（以下「募集要項」という。）による。

(6) 業務の条件

カフェ・レストラン施設について、奈良県が使用許可し、出店事業者が使用料、電気代、上下水道代、警備費（面積按分）を負担する。

2 応募資格

応募の時点において、以下の要件を満たす法人、任意団体及び個人に限る。

- (1) カフェ・レストランの営業業務において、自ら管理経営する実績を1年以上有していること。
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業停止処分を過去3年以内に受けていないこと。
- (3) 法令等の規定により営業及び販売について許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けていること。
- (4) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者。
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続き開始」という。）の申立てをしている者。ただし、手続開始の決定後に、応募に支障がないと認められた者は、この限りでない。

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員また、これら暴力団及び暴力団員と、密接な関係を有している者。なお、資格要件確認のため、奈良県警察本部に照会する場合がある。

④国税、県税、市町村税等を滞納している者。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2の応募資格に定めた資格が備わっていないとき
- (2) 複数の提案書等を提出したとき
- (3) 提出のあった提案書等が様式に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- (6) そのほか不正な行為があったとき

4 手続き等

(1) 担当所属（書類の提出先及び問合せ先）

〒634-0103 高市郡明日香村飛鳥10

奈良県立万葉文化館 総務課

電話 0744-54-1850 FAX 0744-54-1852

(2) 募集要項の配布

平成30年12月20日(木)から31年1月9日(水)までの間に、(1)の担当所属又は万葉文化館公式ホームページから入手すること。

ただし、(1)での配布については、万葉文化館の休館日を除く午前10時から午後5時までとする。

(3) 説明会及び現地見学会

(2)により配布する募集要項に示すところによる。

(4) 質問の受付

(2)により配布する募集要項に示すところによる。

(5) 提案書等の提出

(2)により配布する募集要項に示すところによる。

5 出店事業者の選定

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

6 出店事業者に対する使用許可

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

7 その他

(1) 本業務の提案への参加にかかる費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 本業務の詳細は、4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

奈良県立万葉文化館カフェ・レストラン出店事業者募集要項

第1 募集の目的

奈良県立万葉文化館（以下「万葉文化館」という。）では、来館者の皆様から親しまれ魅力的な万葉文化館カフェ・レストランを出店する事業者を募集する。

第2 万葉文化館の概要

- 1 開館 平成13年9月
- 2 所在地 奈良県高市郡明日香村飛鳥10番地

3 万葉文化館の運営目標

- (1) 地域文化教育力の向上
地域の歴史・文化を再認識し、地域への愛着を醸成する
- (2) 地域との交流促進
地域の文化の情報発信・伝承
県内外の市町村、大学、団体等との連携
- (3) 地域経済力の向上
観光交流人口の拡大
地域産業の活性化

4 開館時間及び休館日

- (1) 開館時間：10時から17時30分まで
- (2) 休館日：毎週月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）
年末年始、その他展示替日等の臨時休館あり

5 過去の入館者数

平成25年度～平成29年度の5年間の平均

（単位：人）

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|--------|--------|-------|---------|----------------|--------|--------|--------|-------|
| 10,353 | 15,427 | 7,699 | 6,842 | 8,581 | 11,361 | 11,864 | 13,945 | 4,085 |
| 1月 | 2月 | 3月 | 年間計 | 年間開館日数 平均 280日 | | | | |
| 5,620 | 6,718 | 8,446 | 110,940 | | | | | |

平成30年度

（単位：人）

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 |
|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 12,099 | 14,131 | 12,540 | 6,563 | 10,534 | 12,627 | 11,247 | 12,798 |

6 設置者 奈良県（以下「県」という）

第3 カフェ・レストラン営業の概要

1 営業開始日、営業日及び営業時間

- (1) 営業開始日：平成31年3月9日（土）
ただし、やむを得ず変更が必要な場合は県と協議を行うこと
- (2) 営業日：万葉文化館の開館日と同じとする
過去5ヶ年 平均開館日数 280日（臨時開館含む）
- (3) 営業時間：万葉文化館の開館時間と同じとする

2 出店期間

2019年3月9日～2020年3月31日

※以降、1年更新とし、出店事業者の行政財産の使用状況等を勘案し、継続して使用許可できると万葉文化館館長が判断した場合は、2020年4月1日から4年間を限度に使用許可を更新できるものとする。

3 カフェ・レストラン施設の概要

出店事業者を募集する施設の概要は以下のとおり

- (1) 場所：万葉文化館エントランスホールの一部
- (2) 飲食部分面積：99.97㎡・厨房部分面積：15.18㎡
- (3) 平面図：別紙平面図のとおり
- (4) 設備及び備品
飲食部分：テーブル・椅子 等
厨房部分：キャビネット・ラック・冷凍冷蔵庫・テーブル・瞬間湯沸かし器・ガスレンジオープン・テーブル冷蔵庫 等
* 現地説明会で設備及び備品を確認すること
* 上記の設備及び備品以外で万葉文化館が別に指定する備品及び消耗品については、出店事業者が不要と判断したものは事業者において処分すること
* 既存以外の備品、消耗品、その他必要な物については、出店事業者が準備すること

4 出店条件

飲食店の営業とし、次の条件を満たすこと。

- (1) 営業の許認可
飲食店営業の許認可等各種法令で定められた許可の取得や届出のうち、出店事業者の責任で行うものについては、所定の期日までに行うものとする。さらに、出店事業者が自己の負担において、各種保険等に加入するものとする。
- (2) 店舗
 - ① 躯体、空調、標準的な換気設備一式、給排水・電気・ガス設備の厨房室までの配管・配線・コンセント等については、既存設備を利用すること。
 - ② 既存以外の厨房備品、厨房機器やその他営業に必要と思われる備品・設備は、開店までに事業者が準備するものとする。
 - ③ カフェ・レストランの使用許可が終了した場合は、出店事業者の負担と責任において、新たに設置した備品・設備を撤去し、原状に復して県に渡すものとする。
- (3) 営業の委託、転貸及び譲渡の禁止
カフェ・レストランの営業を他者に委託、転貸、譲渡することはできないものとする。
- (4) 共用部分の利用
カフェ・レストランの周囲の共用部分を倉庫、荷解き場等に利用することは原則で

きないものとする。

(5) 万葉文化館実施事業等への協力・参画

万葉文化館で実施される県及び市町村の関連事業には協力するとともに、積極的に参画するよう努めること。

(6) その他

カフェ・レストランで発生するゴミは、出店事業者が収集処分すること。

5 営業における遵守事項

(1) 万葉文化館の運営目標等をよく理解し、品格ある営業を行うこと。

(2) 万葉文化館全体の管理運営に協力的であること。

(3) 原則として営業に責任の負える者を駐在させること。

第4 営業基本条件

1 営業方法

県がカフェ・レストランの場所を使用許可し、出店事業者が自己の責任で営業を行う。

このため、カフェ・レストランの販売代金は出店事業者に帰属し、カフェ・レストランの営業にかかる経費は全て出店事業者が負担する。

2 カフェ・レストランの場所に係る使用料

奈良県行政財産使用料条例及び総務部長通知による。

第5 施設・設備等の内容及び負担区分

| 区 分 | 内 容 | 出店事業者負担分 |
|-------------------------|---|--|
| カフェ・レストラン施設 | 当要項第3の3に規定する施設 | 県が使用許可し、使用料等は第4の2による。2019年度使用料概算額 100万円 (これまでの実績を考慮して、県の規程により減免した金額である) |
| 県が所有する厨房設備・備品及びテーブル等の備品 | キャビネット、ラック、冷凍冷蔵庫、テーブル、瞬間湯沸かし器、ガスレンジオープン、テーブル冷蔵庫 等 | 無料で使用することができる。 故障等による修理が必要な場合、出店事業者が負担する。 |
| その他備品 | 県が所有する以外の物 | 出店事業者で用意する。 |
| 光熱水費 | 電気及び上下水道 | カフェ・レストランにかかる子メータを設置。年間使用見込額 約60万円 |
| | 都市ガス | 出店事業者が別途契約 |
| 警 備 | 常駐警備・機械警備は館で実施 | 面積按分による算出額を負担する。 年間必要見込額 約3万円 |

| | | |
|------|-----------------|----------------------|
| 清 掃 | | 出店事業者で負担する。(別途契約のこと) |
| ゴミ処理 | | 出店事業者で負担する。(別途契約のこと) |
| 電 話 | 設置・撤去(内線電話は設置済) | 出店事業者で設置する。 |

第6 応募方法等

1 応募資格

応募の時点において、以下の要件を満たす法人、任意団体及び個人に限る。

- (1) カフェ・レストランの営業業務において、自ら管理経営する実績を1年以上有していること。
- (2) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業停止処分を過去3年以内に受けていないこと。
- (3) 法令等の規定により営業及び販売について許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けていること。
- (4) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者。
 - ② 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続き開始」という。)の申立てをしている者。ただし、手続開始の決定後に、応募に支障がないと認められた者は、この限りでない。
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員また、これら暴力団及び暴力団員と、密接な関係を有している者。なお、資格要件確認のため、奈良県警察本部に照会する場合がある。
 - ④ 国税、県税、市町村税等を滞納している者。

2 応募方法

(1) 説明会及び現地見学会参加申込

応募希望者は、参加申込書(様式1)に記入のうえ、平成31年1月10日(木)必着で万葉文化館まで郵送、FAX、持参にて提出して下さい。

(2) 説明会及び現地見学会

平成31年1月12日(土) 15時～ 万葉文化館

説明会は、説明会参加申込書(様式1)提出者のみ参加できます。

(3) 質問及び回答

① 受付期間：平成31年1月17日(木) 17時まで

② 提出方法：質問書(様式2)をFAXで提出して下さい。

③ 回答方法：平成31年1月18日(金)までにFAXで回答します。

(4) 応募方法

① 応募受付期間：平成31年1月12日(土)～1月25日(金)

② 提出方法：必要書類を作成のうえ、万葉文化館まで持参にて提出。

休館日(1月15日(火)・21日(月))を除く 10時から17時まで。

(5) 応募に必要な書類及び提出部数

① 応募申込書 (正1・写5) (様式3)

②誓約書 (正1・写5) (様式4)

③万葉文化館カフェ・レストラン 出店事業者概要、実施体制及び収支計画
(正1・写5) (様式5)

・会社概要などがあれば添付すること

④企画提案書(様式任意) (正1・写5)

・志望の理由、飲食の実施イメージ、メニュー案、過去の実績とそれをどのように万葉文化館の魅力向上に活かすか等について記載すること

⑥財務諸表(写し) (写1)

・法人の場合は、直近3年間の貸借対照表、損益計算書

・個人の場合は、直近3カ年の税申告書

⑦その他、県が必要と認める書類

(6) その他

応募にかかる費用は、出店事業者の負担とする。

3 企画提案を求める項目

(1) イメージ・コンセプト

万葉文化館のレストランとして、どのようなイメージ・コンセプトで営業を行うのか

(2) カフェ・レストランの雰囲気

店内の雰囲気及び来客おもてなしの考え方

(3) 取扱商品

来館者に、また訪れたいと思ってもらえるようなメニュー案・価格案

(4) 営業体制及び営業戦略

人員の配置体制、集客対策、広報計画、その他

(5) 営業方針・事業計画

開店までの準備に関する計画及び年間の事業計画・収支計画

(6) 万葉文化館との連携

集客のための斬新な企画等

(7) その他

万葉文化館の運営目標の達成のために資すると考えられる企画提案

4 選定の方法

(1) 応募者の中から、県が設置するカフェ・レストラン出店事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)により選定する。

(2) 選定にあたって必要がある場合には、プレゼンテーション、ヒアリング等、選定委員会が応募内容の説明を求める場合がある。また、選定に要する資料の追加提出等を求めることがある。

(3) 選考結果については、平成31年1月下旬に応募者全員に通知する。なお、選考理由及び結果等に対する問い合わせには応じない。

(4) 評価項目及び得点配分(50点満点)

①業務実績・経営安定性(配点10点)

・過去の業務実績を万葉文化館の魅力向上に活かすことができるか。

・直近の財務諸表、税申告書からみて経営は安定しているか。

②意欲・積極性(配点5点)

・提案に新しいアイデアや積極的な内容がみられるか。

③企画力（配点10点）

- ・メニュー案の品目や価格案は、募集要項に示した運営条件に沿ったものであるか。
- ・当館の売りとなるようなメニューの独自提案ができているか。

④実施体制（配点10点）

- ・業務遂行に必要な組織構造となっているか。
- ・必要な人員を確保しているか。

⑤収支計画（配点5点）

- ・収支計画の算定は適正か。

⑥運営力・総合力（配点10点）

- ・万葉文化館の運営方針を理解した運営計画となっているか。
- ・飲食の実施イメージが当館の開設目的・雰囲気合っているか。

(5) 選定委員の評価点数を合計し、最高点の応募者を出店事業者として選定する。

ただし、総得点が一定基準（6割）に満たない場合は、出店事業者を選定しないこととする。

また、応募者が1者の場合、総得点が一定基準（6割）以上であるか評価し、出店事業者を選定する。

5 その他

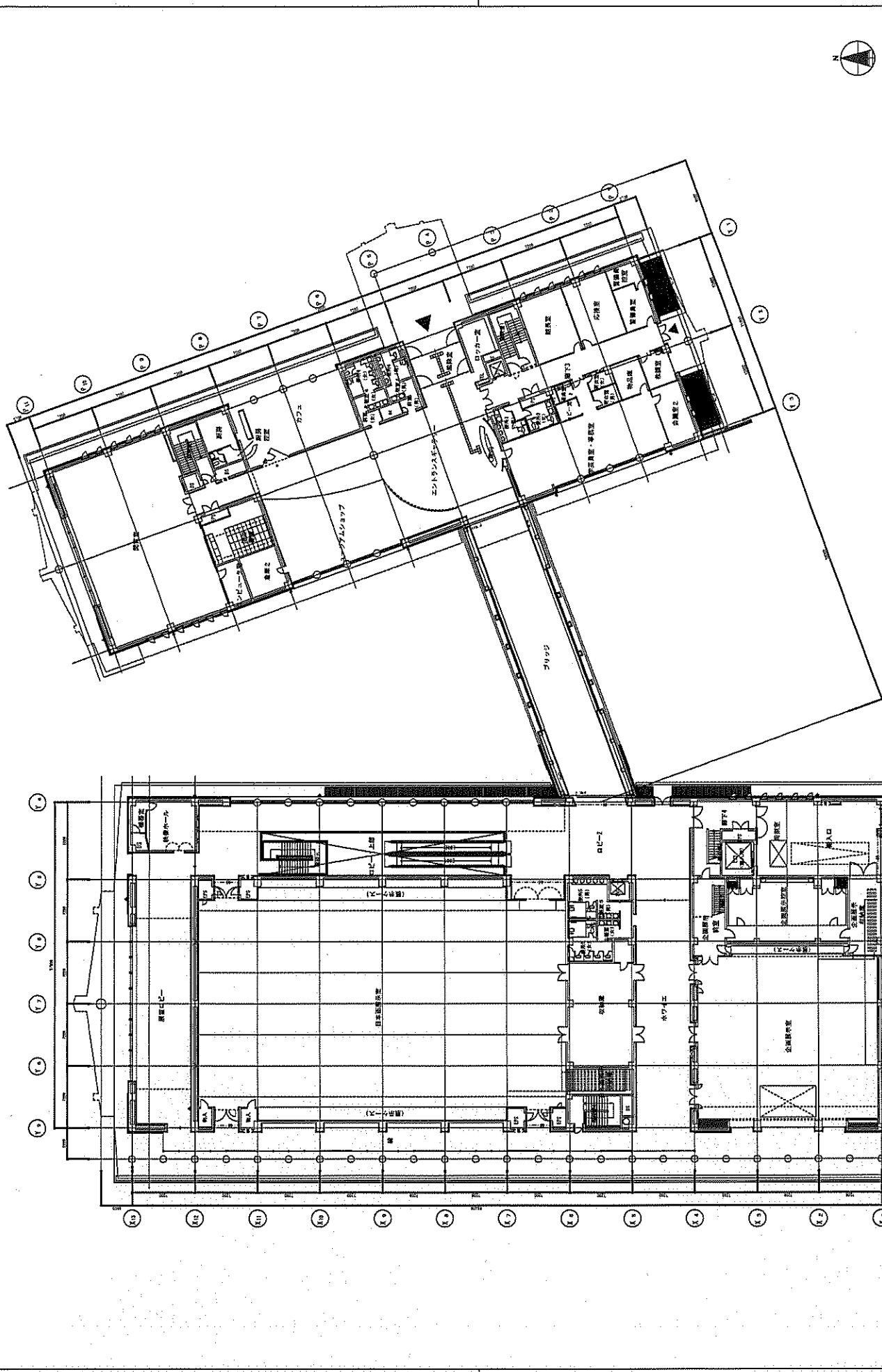
- (1) 企画提案書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、許可後には、許可を取り消すことがある。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 営業期間中において、業務の中間報告を求めたときは、速やかに報告すること。
- (4) 使用許可の取消などに関する詳細については、出店者事業者と万葉文化館の間で協議を行い、覚書を締結するものとする。

6 応募から選定までのスケジュール

| | |
|---------------|-----------------|
| ・募集要項の配布 | 平成30年12月20日(木) |
| ・説明会参加申込書提出期限 | 平成31年 1月10日(木) |
| ・説明会・現地見学会 | 平成31年 1月12日(土) |
| ・質問受付期限 | 平成31年 1月17日(木) |
| ・質問回答期限 | 平成31年 1月18日(金) |
| ・提案書受付期限 | 平成31年 1月25日(金) |
| ・提案審査会 | 平成31年 1月下旬～2月上旬 |
| ・審査結果の通知 | 平成31年 1月下旬～2月上旬 |

7 各種書類提出先

〒634-0103 高市郡明日香村飛鳥10 奈良県立万葉文化館
電話 0744-54-1850 FAX 0744-54-1852
メールアドレス koho@manyo.jp ホームページ <http://www.manyo.jp>



| | | |
|----------------------------|---------------|--------------|
| 設計者 万葉ミュージアム 新築工事 | 施工者 新築工事 | 図面番号 A |
| 設計規模 平面図3 (1層半断面) 1/200 | 設計者 設計/設計 | 図面番号 04 |
| 設計者 設計/設計 | 設計規模 設計/設計 | 設計者 設計/設計 |
| 設計者 設計/設計 | 設計規模 設計/設計 | 設計者 設計/設計 |
| 設計者 設計/設計 | 設計規模 設計/設計 | 設計者 設計/設計 |
| 設計者 設計/設計 | 設計規模 設計/設計 | 設計者 設計/設計 |

奈良県立万葉文化館カフェ・レストラン出店事業者募集
説明会・現地見学会参加申込書

奈良県立万葉文化館カフェ・レストラン出店事業者募集現地説明会に参加を希望します。

| | |
|-------------|--|
| 申込日 | 平成 年 月 日 |
| 会社・店舗 概要 | 会社・店舗名等 代表者名 代表住所 代表電話 |
| 連絡担当者 | 所属 氏名 電話 FAX 電子メール |

| 質 問 書 | | | |
|---|-------------------------------|----------|--------------|
| 題名 | 奈良県立万葉文化館カフェ・レストラン出店事業者募集について | | |
| 所属 氏名 | | | |
| 電話番号 | | F A X 番号 | |
| E-mail | | | |
| 質問の提出日 | 平成 年 月 日 | 枚数 | 枚 (本紙を含む) |
| 募集要項等に対する質問 | | | |
| | | | |
| <small>・ 質問への回答はF A Xで行います。全体に関わる質問については、応募者全員にF A Xを送信いたします。</small> | | | |
| 提 出 先 | | | |
| 部署名 | 奈良県立万葉文化館 | | |
| 電話番号 | 0744-54-1850 | F A X 番号 | 0744-54-1852 |
| 住所 | 〒634-0103 高市郡明日香村飛鳥10 | | |

(様式3)

奈良県立万葉文化館カフェ・レストラン出店事業者 申込書

平成 年 月 日

奈良県立万葉文化館館長 稲村 和子 様

奈良県立万葉文化館において、カフェ・レストランを出店したいので、提案書類を添えて申し込みます。

| | |
|----------------------------|--|
| 法人の場合は所在地 個人の場合は住所地 | |
| 法人の場合は会社名 個人の場合は店舗名 | |
| 代表者・役職名 氏名 | 印 |
| 法人の場合は設立年月日 個人の場合は開業年月日 | 年 月 日 |
| 担当者 | 所属部署等 氏名 連絡先 電話 FAX E-mail |

〔提出資料〕

- ・ A4のフラットファイルに、申込書(様式3)・誓約書(様式4)・事業者概要、実施体制及び収支計画(様式5)、提案書(様式任意)の順に綴り、6冊(正1・副5)を提出してください。
- ・ 別途、財務諸表に関する書類を1部提出して下さい。

〔提出について〕

- ・ 受付期間：平成31年1月12日(土)～1月25日(金) 10時～17時
ただし、休館日を除く。
- ・ 提出方法：万葉文化館へ直接持参してください。
提出時、書類の確認を行います。

平成 年 月 日

奈良県立万葉文化館館長 稲村 和子 様

申請者

代表者

印

誓 約 書

私は、応募資格について下記事項に該当することをここに誓約しますとともに、下記事項に反することが発覚した場合は、応募者として失格となることに不服を申し立てません。

記

- (1) カフェ・レストランの営業業務において、自ら管理経営する実績を1年以上有していること。
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業停止処分を過去3年以内に受けていないこと。
- (3) 法令等の規定により営業及び販売について許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けていること。
- (4) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者。
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続き開始」という。）の申立てをしている者。ただし、手続開始の決定後に、応募に支障がないと認められた者は、この限りでない。
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員また、これら暴力団及び暴力団員と、密接な関係を有している者。
 - ④ 国税、県税、市町村税等を滞納している者。

(様式 5)

万葉文化館カフェ・レストラン出店事業者の概要、実施体制及び収支計画

1. 事業者概要

| | |
|------------------|--|
| 事業者名 | |
| 代表者職・氏名 | |
| 所在地 | |
| 電話番号 | |
| FAX番号 | |
| Eメール | |
| 担当者氏名 | |
| 事業者が現在実施している事業内容 | |

2. 実施体制(予定)

| | | |
|----------------------|---------|--|
| 店舗名称 | | |
| 現場責任者氏名及びその者の実務経験・資格 | 氏名 | |
| | 実務経験・資格 | |
| 常時、業務にあたる人数及び職種別体制 | | |

※ 記入欄が不足する場合は、別紙に記載しても可

3. 収支計画

(1) 総括表

| 2019年度(H31年4月1日～H32年3月31日) | |
|----------------------------|--|
| 売上高A | |
| 売上原価B | |
| 売上利益C(A-B) | |
| 販売管理費D | |
| 減価償却費 | |
| 人件費 | |
| 施設使用料 | |
| その他 | |
| 営業損益E(C-D) | |
| 損益累計 | |

(2) 積算内訳

| | |
|-------|--|
| 売上高 | |
| 販売管理費 | |
| 人件費 | |
| 施設使用料 | |
| その他 | |

※ 記入欄が不足する場合は、別紙に記載しても可